

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京土地家屋調査士会の皆様でいらっしゃいます。

（東京土地家屋調査士会 入室）

○司会 ありがとうございます。それでは、お席のほうにお進みいただきますよう、お願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。今日は、佐々木会長はじめとする調査士会の皆様方に、都庁までご足労いただいております。

日頃から都民に対しまして、身近な不動産のアドバイザーとして、土地家屋、安全取引に向けた活動にご尽力いただいております。何よりも人生で一番大きな買物でございますし、何よりもまさに財産でございます。安心した取引など含めてサポートしていただいていることに感謝申し上げます。

今日は現場の声などをお伺いし、また、都へのご要望も伺わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○東京土地家屋調査士会（佐々木会長） 本日は大変ご公務お忙しい中、このような貴重なお時間をいただきましたことを、まずもって御礼申し上げさせていただきます。

それでは、東京土地家屋調査士会の要望のほうを説明させていただきます。よろしくお願いします。

○東京土地家屋調査士政治連盟（野城会長） それでは、要望書の中の1番目について、私、野城のほうから説明させていただきます。

貴庁建設局所管の各建設事務所職員の人員配置についてということでございます。

貴庁建設局が所管する都内各建設事務所においては、当会会員が都有地との境界確定業務を申し出し、担当職員との打合せ等を行っておりますが、昨今は、職員の減少により境界確定業務が著しく遅延し、当会会員から職員の増員や資質向上に関する苦情が寄せられる事態となっております。

限られた予算での人員配置であることと拝察いたしますが、何とぞご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

○東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会（富所理事） じゃあ、続きまして、要望の2番のほう、私のほうでご説明させていただきます。土地家屋調査士の富所と申し上げます。よろしくお願いいたします。

2、道路事業及び街路事業における、用地取得後の土地境界図の備付けについて。

東京都の実施している道路事業及び街路事業（以下、当該事業という）は、都民の生活や活動を支える都市基盤である道路を整備する大変重要な事業であります。当該事業を推進するためには、土地所有者及び関係権利者の理解が必要不可欠であり、これらの者からの協力を得られなければ、用地取得を進めることはできません。しかしながら、取得後の

事業用地（以下、道路用地という）と残存する土地（以下、宅地等という）との境界について、土地境界図が備え付けられていないことにより、当該事業に理解を示し、協力した土地所有者に不利益が生じております。土地境界図が備え付けられていないと、東京都より土地境界図の謄本・抄本の証明（以下、境界証明という）を受け取ることができません。

一方で当該事業の完了後、宅地等について都市計画法第29条に定める開発行為の許可を申請する場面や、売買等による土地の取引の場面で境界証明の提出を求められる場合があります。このような場合、土地所有者が自費で境界確認・確定の申出をする必要がありますが、この申出には、印鑑証明書をはじめ多数の添付書類を必要とし、また現況実測平面図の添付を要することから、測量が必要となり多大な費用と時間がかかります。この部分につきましては、要望1のような理由により、仮に申出をした場合でも、時間がかかりかかっているという現状がございます。このような依頼を我々土地家屋調査士が受けた際、依頼者より下記のような疑問、質問が多く寄せられます。

①東京都の事業において測量を実施したのに、なぜ再度測量を実施する必要があるのか。
②道路用地はもともと自身の土地を分筆して東京都に所有権を移転しており、境界については明らかであるにもかかわらず、なぜ改めて自費で境界確認・確定の申出をする必要があるのか。
③なぜ、土地境界図が備え付けられていないのか。

ぜひ、用地取得後の速やかな土地境界図の備付けを要望いたします。参考までに、板橋区、中野区、渋谷区、世田谷区、八王子市、調布市、昭島市、三鷹市等の市区町村においては、寄附・買収等で土地を取得した際に、土地境界図を備え付けています。

以上となります。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望でございました。私のほうから、建設局所管の事務所職員の人員配置についてのご要望についてコメントいたします。

まず、都有地との土地境界確定でございますけれども、官民双方の財産に関わる問題でございます。専門職員を配置して、適切な期間で事務処理を行うということが重要でございます。事務が遅れることは隣接地権者の土地取引にも影響を及ぼすということですから、専門職員の適正な配置、そしてまた、人材の育成を適時図るということで、安定的な執行体制の確保に努めてまいります。

その他の要望につきまして、建設局のほうからコメントさせていただきます。

○司会 それでは、建設局の花井道路監、お願いいたします。

○建設局道路監 建設局の花井でございます。2点目の土地境界図の備付けにつきましてお答えさせていただきます。

道路などの事業におきまして用地を取得します際には、地積測量図を作成しまして、法務局に不動産登記しております。法律改正後の平成17年3月以降に作成されました図でご

ございました場合には、官民境界確定済みとしての取扱いが可能となっております。このため、東京都では用地取得時に土地境界図を作成しておりませんが、民間の、ご要望ございました土地売買契約時に確定測量図を求めるというような商慣行や手続等を踏まえた対応につきまして検討してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○司会 皆様方からご要望いただきました東京都の回答は以上となりますが、よろしゅうございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

では、これをもちましてヒアリングを……。

○東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会（黒田常任理事） 話していいですか。大丈夫ですか。

すみません、土地家屋調査士の黒田と申しますけれども、今、土地境界図の備付けが実際行われておりません。私、八王子のほうでございますけれども、八王子のほうですと、道路の拡幅事業、よく都市計画道路とかありますけれども、買収がどうしたって連続して行えない、用地の処理の関係で、用地取得が飛び石で行った場合、その場合、ある程度のボリュームがまとまった時点で、これ、道路工事の前ですけれども、土地境界図を備え付けていくという形が取られております。

今、建設局さんのほうから話がありましたけれども、一般的な不動産の取引で、近年確定測量図というのはどうしたって必要になってきます。これは何かというと、官民の境界の確認書類、それと、あと、周りの民有地のほうの境界立会い確認書等々、これがないと、実際の取引に支障を来してるというか、いわゆる通常であれば、それがなければ減額というような形で取引がなされてるようなこともありますので、都民の財産を守ることでもありますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○建設局道路監 ありがとうございます。実際に、区ですとか市でいろんな取組をやっておりますので、そういうのを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

では、以上をもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京土地家屋調査士会 退室）

○司会 続きまして、東京都宅地建物取引業協会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席のほうにお進みくださいませ。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。本日、宅建業界の皆様方に都庁のほうにお越しいただきました。不動産に関しましての様々な相談の受付、セミナーの開催など、宅建取引の公正な取引慣行の確立にご尽力をいただいております。感謝申し上げます。

金利とか、あと太陽光義務化とか、いろいろ課題もございますが、皆様方と連携してスムーズに進めていければと思っております。現場での状況、また、皆様からのご要望など伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（桑原会長） 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会の会長の桑原でございます。

小池都知事並びに御都におかれましては、日頃より東京の安全安心なまちづくりや住宅政策の遂行による不動産取引の活性化のため、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日はお忙しい中、要望の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回は、昨年に引き続きまして、省エネ・再エネ住宅の普及促進に向けた取組に加えて、区市町村との連携による空き家利活用に関わる諸施策の充実、東京こどもすくすく住宅認定制度の普及促進に向けた支援、公益法人制度改革・運用改善への協力の合わせて4点について要望させていただきます。とりわけ空き家の利活用等の空き家対策は重要課題でございます。区市町村とタイアップした各地域の事情に応じたきめ細やかな対応が何よりも大切であると認識しております。こうした観点からの私どもの要望を真摯に受け止め、積極的な支援をお願い申し上げます。

それでは、要望書の具体的な内容につきまして、三ッ石専務理事より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（三ッ石専務理事） 今、代表である会長からご挨拶の中で触れさせていただきましたけれども、本年度も4点、要望事項を出させていただきます。

1番は、今もお話ありましたが、空き家施策の実施方針ということで策定をいただき、支援事業を実施、御都ではされておると。これについて、大変有意義な取組であるんですけれども、運用面ではまだまだ改善するところがあるということでございます。各地域の実情に応じた先進的な空き家利活用の取組に裾野が広がるよう、さらなる諸施策の充実を図っていただきたい。また、区市町村との連携を密にいただき、さらなる仕組みの構築を図っていただきたいというのが1点でございます。

2点目は、省エネ・再エネ住宅の普及促進ということで、こちらについても、御都におかれましては、非常に重点として取り組んでいただいておりますけれども、我々業界に向けて、ウェブ研修で使えるようなウェブの資料提供等をいただいておりますが、引き続きそういったものについても継続してお願いをしたい。また、省エネ・再エネ設備の付加価値を客観的に評価できる制度、仕組みの構築が不可欠のため、御都から国への積極的な働

きかけをお願いをしたいというのが2点目でございます。

3点目が、今回初めての要望ですけれども、御都が取り組まれてます東京こどもすくすく住宅認定制度の普及促進に向け、この新制度について、令和6年度以降もさらに拡大するように、子育て世帯のニーズや貸主の意見も吸い上げていただき、十分な支援措置を講じるように、また、我々宅建業者に対して、認知度を向上させるということを含めた普及啓発活動の強化をお願いしたいと思っております。

4番目、公益法人制度改革・運用改善への協力ということで、こちらはもう数年にわたりお願いをしておりますけれども、国における内閣府の下に有識者会議が設置されて、最終報告が本年6月に取りまとめられております。ただ、この内容については、改善していく点がまだまだあるということで、以下の3点ということで、実現に向けて、御都から国へ対する積極的な働きかけをお願いしたい。

1点目が、公益認定の財務三基準のうち遊休財産保有制限の基準の見直しということで、これが1点目です。2点目、公益法人の公益目的事業内容変更時の申請・届出に係る明確な基準の整備及び行政庁への定期提出書類の簡素化を図っていただきたい。3つ目ですけれども、公益目的事業の用に供する土地・建物等に係る固定資産税について非課税措置を検討していただきたいという3点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 それでは、私のほうから、2点、お話、お伝えしたいと思います。

まず、1点目の空き家の利活用に係る施策の充実ということでございます。都は、今年度から、既存住宅の流通の促進、そしてまた、空き家を利活用する取組を民間事業者への新たな支援ということで開始をしております。今後、さらにこの運用の改善、また、民間事業者の裾野を広げるように取り組んでまいります。

また、今般、空家特措法の改正がございました。そして、この改正を踏まえまして、区市町村の空き家対策の取組、一層促進していくため、財政的、技術的支援を通じまして後押しをしてまいります。

そして、こどもすくすく住宅認定制度でございます。今、子育てについては大変関心も高いといいましょうか、もう待ったなしの状況でございます。この東京こどもすくすく住宅認定制度でございますが、これを活用された取組をさらに拡大をしていく、そして、貸主の意見、また、子育て世帯のニーズを把握しながら、必要な予算を確保いたしまして、そして、認定住宅の供給を都内全域で普及させていくというものでございます。

さらに、宅地建物取引事業者の皆様含めまして、事業者はもとより、区市町村と連携をして、そして制度の認知度の向上を図る、そして普及啓発にも取り組んでいくと、積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

やはりカップル、子育てしたいという方々にとっては、まずその住みかが重要でございます。その点で、都の取組をご紹介いたしました。しっかり連携できればと思います。

その他の要望につきましては、各局長のほうからお答えいたします。

○司会 それでは、まず、山口住宅政策本部長からお願いいたします。

○住宅政策本部長 いつもお世話になってます。私のほうから、省エネ・再エネ住宅の普及促進の関係でちょっと申し上げます。いろいろ法令とか、それから条例の改正内容、こういったものにつきまして、事業者の皆様によくご理解をいただいて、それで、都民にご説明をしていただけますように、会員様を対象としたウェブ研修での活用を目的としまして、今年度も昨年に引き続き、省エネ関連の動画を作成いたしました。

また、既存住宅におきましても、省エネ性能の高い建築物が選択されますように、性能をきちんと表示する仕組みについて、国に提案行くよう、今行っております。以上です。よろしくお願いします。

○司会 それから、横山生活文化スポーツ局長、お願いいたします。

○生活文化スポーツ局長 公益法人制度に関して、3点ほどご要望いただいておりますが、そのうち2点について、私のほうからご説明申し上げます。

まず、公益認定における遊休財産保有につきまして、現在、内閣府で遊休財産保有制限の基準を柔軟化するという事で方向性が示されておまして、法令改正作業等が進められてると承知しております。都といたしましては、公益法人の柔軟、迅速な事業展開に資する制度設計とするよう、今後とも内閣府に必要な要望を行ってまいります。

次に、諸手続に関する書類等につきましてですが、内閣府では、次期制度改正に向けまして、認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化して、定期書類の簡素化等に取り組むというふうにしております。都といたしまして、申請届出に係る明確な基準を早急に整備してほしいということと、定期書類につきましては、適正な監督を行うために必要な書類が確実に提出されることを担保した上で、重複を避けるなど、簡素化を図るよう、今後とも内閣府に必要な要望を行ってまいります。

○司会 そして、税の点が残っております。

では、児玉主税局長からお願いいたします。

○主税局長 公益法人制度におけます固定資産税の非課税措置についてお答えいたします。

固定資産税の非課税の範囲につきましては、固定資産の用途などを踏まえまして、地方税法に規定されているところでございます。都といたしましては、引き続き国の動向を注意してまいります。

○司会 ご要望いただきました点につきましては、東京都として以上のような形で回答させていただきましたが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

○小池知事 よろしくお願いたします。

○司会 では、以上をもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 退室）

○司会 続きまして、東京都学童保育連絡協議会・三多摩学童保育連絡協議会の皆様でいらっしゃいます。

（東京都学童保育連絡協議会・三多摩学童保育連絡協議会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席のほうにお進みいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。古橋会長、別府会長はじめとする皆様方には、新宿都庁までお越しいただきましてありがとうございます。日頃から学童保育の普及、そして発展のために尽くしていただいておりますこと、感謝申し上げます。

今日は、学童保育も非常に注目を集めてる分野でもございます。現場の様々な課題、そして、都へのご要望伺えればと思います。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 では、ぜひ東京都へのご要望、お聞かせいただきますよう、お願い申し上げます。

○東京都学童保育連絡協議会（田島副会長） 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京の学童保育施策の充実に向けて、日頃からご尽力いただき感謝いたします。今年初め、岸田首相の年頭会見では、学童保育が強調して取り上げられました。一方で、「#学童落ちた」がSNSでトレンド入りするなど、そもそも量的に不足している現状があります。

また、先般のコロナ禍では、学童保育が果たす役割と重要性を社会に認識させた反面、子供の放課後の在り方について、その重要性に見合わない施策の弱さも浮き彫りにしました。量とともに質的な面でも学童保育を向上させていくと同時に、子供の放課後の在り方について、社会的な合意にしていくことが重要な時期に来ています。

私たち東京都学童保育連絡協議会・三多摩学童保育連絡協議会では、東京の学童保育が学童保育を必要とする子供一人一人にとって、子供時代の生活と成長、発達を保障する場であり続けることを願って、要望書をまとめさせていただきました。本日は、先ほど申し上げた量の問題、そして質の問題に特に関わってくる要望事項に絞って、3つほど説明させていただきます。

まず、1つ目は、三多摩要望書の1点目です。こちらは、量と質の両方に関わってくる重要な要望です。学童保育の子供たちは、親の意思と選択で入所してきた子供たちです。でも、自分の意思と足で毎日学童保育に帰ってこなくてはならない子供たちです。そんな子供たちの放課後の生活の場が学童保育です。遊びを中心とした日々の生活の積み重ねの中で、指導員や仲間との関係を築きながら、毎日安心して帰っていける生活の場であり続けるためにも、省令基準に示された集団の規模や面積基準を満たした専用スペースの確保

が必要です。このような質の確保と同時に、ニーズの増加にも応えていくためには、必要なだけ施設を増やしていくことが必要です。1人当たり1.65平方メートル以上の専用スペースの確保、集団の規模40人以下という省令基準の達成に向け、平時から計画的に施設の充実、増設を支援願います。これが1つ目です。

続きまして、東京都連絡協議会の要望の6点目、こちらも量と質に関わってくる要望です。8月31日、こども家庭庁、文科省の連名で出された通知文の待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等については、余裕教室の活用が見込めない場合には、学校施設の一時的な利用、タイムシェアを中心に検討する必要があるとの一文があります。私たちは、子供たちが安心して帰ってこられる学童保育であるためには、毎日決まった専用室の存在は非常に重要で、例えば学校の事情によって毎日の実施場所が日々替わる可能性や場所の確保さえもできない日が出てくる可能性もあるタイムシェア方式は不十分だと考えています。そこで、この通知を踏まえた各区の動きに対しては、校内に学童保育の専用室を確保しながら、活動の幅を広げるために、さらにその他の学校施設等も利用しやすくなることにつながるよう、各区及び各区教育委員会へ強く働きかけていただくことを要望します。これが2つ目です。

最後、3つ目は、東京都連絡協議会の要望の9点目で、特に質に関わる要望です。2024年度から、学童保育が東京都福祉サービス第三者評価の対象サービスとなることが予定されており、現在、共通評価項目等を検討する児童小ワーキングには、東京都連協、三多摩連協からも現役指導員が委員として参加をさせていただいてることに大変感謝しております。今後、第三者評価が実施される場合には、評価を行う評価者に学童保育をよく理解していただくためにも、評価者の研修などの質の確保が必要になると考えています。そこで、今後、評価者の学童保育に対する理解を深めるための研修等の企画や実施に当たっては、当連絡協議会と連携をしてくださという要望をさせていただきます。

以上、学童保育の量の拡大と質の向上に特に関係する要望をご説明させていただきました。小池都知事におかれましては、チルドレンファーストの視点から、これからも学童保育へのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望ございました。私のほうから、1点、学童クラブの整備を進めるために、施設の新設、また改築などに係る経費、そのほか賃貸物件を活用する場合の賃借料の補助についてでございますが、都のほうでは、既にこちら、今、申し上げた件は行っております。

また、区市町村が学童クラブの待機児童の解消計画を策定した場合には、整備費の区市町村負担分を全て都が負担をしている、また、地域の実情に応じた放課後の居場所の確保に係る経費を幅広く支援をしております。引き続き区市町村と連携しながら、子育て家庭を支援する環境の整備の充実に取り組んでまいります。

その他のご要望につきまして、局長のほうからお答えいたします。

○福祉局長 それでは、福祉局長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方には、日頃より、子供の健やかな成長を支えていただいていることを御礼申し上げます。

私からは、6番の学校施設の活用に向けた支援についてご説明させていただきます。都は、福祉局、教育長、区市町村の関係者で構成する委員会におきまして、学校施設を有効活用した学童クラブの実施などの取組について協議を行っております。また、本協議を踏まえまして実施をいたします区市町村向けの研修におきまして、学校施設を有効活用した学童クラブの好事例について情報共有を図っているところでございます。引き続き、地域で安心して子育てができますよう、放課後の居場所確保に向けた取組の支援を充実してまいりたいと思います。

続きまして、項目9番にございました東京都福祉サービス第三者評価に関わる研修のご要望につきましてお答えさせていただきます。来年度からは、東京都福祉サービス第三者評価の対象に学童クラブが加わることになります。都として、評価者の学童クラブに対する理解を深めまして、評価を円滑に実施するための研修の実施に当たりましては、貴協議会とも連携しながら、学童クラブの質の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

お答えさせていただく事項は以上でございますけれども、学童クラブにつきましては、待機児童の解消、また、質の向上、両面が重要と思っておりますので、そのほかのご要望につきましても真摯に受け止めて、検討してまいりたいと存じます。

私からは以上です。

○司会 特にご要望、ご発言のありましたご要望につきまして、今回回答させていただきましたが、よろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

○三多摩学童保育連絡協議会（別府会長） 1点だけ、すみません、三多摩の別府と申し上げます。

今、お話しいただきました質の向上というところで、ぜひ、毎年お願いしてるんですけども、指導員さんの、やっぱり評価、処遇をよくしていただいて、今、全国で5年サイクルで離職されてるように伺ってるんですけども、東京都では、ぜひベテランの指導員がもっと長く続けられるような環境づくりをお願いしたいと思います。

何が言いたいかというと、小学校で、今、学べない、しつけとってはいけないか分からないんですけども、学べないところを学童では学べると思うんです。そのためにはベテランの指導員さんが必要なので、そこをぜひまたよろしくお願いいたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。

いずれにしても、やはり子供の最善の利益のために、一緒になってやらせていただければというふうに思っております。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都学童保育連絡協議会・三多摩学童保育連絡協議会 退室）

○司会 続きまして、東京養育家庭の会の皆様でいらっしゃいます。

（特定非営利活動法人東京養育家庭の会 入室）

○司会 それでは、お席のほうにお進みいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 養育家庭の会、能登和子理事長はじめ皆様、本日、新宿都庁までようこそお越しくださいました。都の里親制度の一つであります養育家庭制度、これをよりよい養育の実践、そして地域社会での理解の増進など、幅広い取組を行っておられますこと、感謝申し上げます。

今日は、皆様方、現場を通じての課題、そしてまた、都政へのご要望など伺わせていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ぜひご要望をお聞かせくださいますよう、お願い申し上げます。

○特定非営利活動法人東京養育家庭の会（能登理事長） 東京養育家庭の会の理事長をしております能登と申します。よろしくお願いいたします。本日は、私たち東京養育家庭の令和6年度要望をお聞きいただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

東京都におかれましては、自立支援に向けた自立支援相談員の配置ですとか、きめ細かな対応をいただいております。ケアリーバーの期限延長も、解除後、うまく生活できない子供たちの助けになっております。改めてお礼申し上げます。

また、東京都におきましては、フォスタリング機関が現在設置されて3年目を迎えております。5児童相談所が設置されておりますけれど、個々のフォスタリング機関の状況は、多少差異がありますが、東京都と共に、子供にとってよりよい支援が届けられますよう、これからも養育家庭の会として協力していきたいと思っております。

令和6年度に向けた要望ですけれども、3つほどありますので、順番にお話をさせていただきます。

1 番目は、里親身分証明書の設置でございます。あとは、受診券の、カード型の被保険者証に変更していただきたいということです。

身分証明書に関しては、未成年がスマホを購入するときですとか、貯金通帳をつくる時などが、里親の保護者としての証明が必要になってきますけれども、現在、私たちが受けております証明としては、里親の証明と、あと、子供の委託証明書という2通のものがありますけれども、A4判の紙のものでありますので、なかなか持ち歩きが難しくなっております。お恥ずかしい話ですけれども、子供が警察にお世話になったときなど、すぐに証明する必要がある場合、持ち歩きがなかなか難しいので、それを利用することはできませんの

で、免許証型の証明書があると、常時持ち歩いて便利かなというふうに思っております。

それから、受診券の被保険者証の発行に切り替えていただきたいということに関しましては、子供たちが受診をする場合とか、あとは学校で宿泊行事を行うときなど、ほかのお子さんとの違いが出てきて、非常に負担に感じて子供たちが増えておりますので、その点で、カード型の保険者証に変更していただけるとありがたいというふうに思っております。

2番目は、外国籍への子供の対応なんですけれども、最近、外国籍のお子さんが里親に受託するという場合が増えてきております。里親に委託されてから日本国籍を取得したりとか、入管手续をするというのは非常に難しいところがありますので、委託前の児相の段階でそれをやっていただけるとありがたいというふうに思っております。

あとは、委託前にやっていただきたいこととしては、在留資格の問題もあります。在留資格をするというのが非常に、子供を連れて長い時間行かなくてはいけないというようなこともあるので、その辺のところも児相のほうでやっていただけるとありがたいと思っております。

最後になりますけれども、高校生の特別育成費を現在の実費支給から以前の月額定額支給にしていきたいということです。一般生活費に関しては、乳児以下、幼児さんから高校生まで同じ額で支給されているんですけれども、やっぱり高校生になると、スマホのお金ですとか、食べる食費も増えてきたりとか、それから、日常的に洋服を購入するとかってということで、一般生活費の中では十分やり切れていないということがあります。定期券が特別育成費から外出しになってから、特別育成費が学校の用意に使う以外、使用できなくなっていますので、里親の負担が非常に増えてきている状況があります。それを元に戻していただくと、里親の負担もなくなってくるというふうに思われますので、ぜひその辺のところもご検討いただきたいと思います。

以上が私たち養育家庭の会の令和6年度に向けた主な要望でございます。よろしくご高配のほど、よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望のうち、私、1番と4番、お話ししたいと思います。

やはり現場の声だと改めて思いながら伺っておりました。様々な機会でも、里親と委託された児童の関係性を示す、その必要が生じた場合には、円滑に対応できる方策を講じるというのは重要だと。そして、今、ご要望がございましたように、常時携帯が可能なカード型での証明書の発行というご要望でした。これについては具体化を検討してまいります。

それから、受診券につきましても、皆様方のご意見いただきながら、委託児童の利便性の向上を図れますように、マイナンバーカードによるオンラインの資格確認の導入に向けた、これは国になりますけれども、要は国に対しての要望も検討してまいります。

それから、4番目に、里子の委託費についてのご要望です。この委託費でございますが、

国は、高校在学中における教育に必要な経費を限定をしているということがございまして、高校卒業後の自立を見据えて、対象経費を拡充するよう、こちらのほうも国へ要望いたしております。

また、都は、これまで高校生の十分な学習の機会を確保すると、そのために、学習塾代の上乗せ、そして、大学受験料や大学入学支度金への支援を都独自で実施をいたしております。今後とも委託児童が安心して生活ができるように支援をしてまいります。

その他のご要望については、担当局長のほうからお答えいたします。

○福祉局長 それでは、福祉局長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、外国籍の里子の要望につきましてお答えをさせていただきます。

まず、皆様方には、新たに里親になる方への研修を担っていただくなど、日頃より、児童相談行政にご協力いただいておりますことにつきまして、まず御礼を申し上げます。

それでは、お答えさせていただきます。外国籍や無国籍の児童につきましては、在留資格の取得、あるいは国籍の取得が必要な場合に、児童の最善の利益のために、里親の方に対して早期に支援できますよう、児童相談所が関係機関と連携しながら対応してまいります。今後とも、関係機関とよく協力をしながら、里親家庭のニーズに寄り添った支援を行ってまいりたいと思います。

その他、いただきましたご要望につきましても、対応につきまして、よく検討させていただきます。

私からは以上でございます。

○司会 ご要望いただきました点につきまして、東京都からの回答は以上となりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○特定非営利活動法人東京養育家庭の会（能登理事長） 里親証明書に関しては、ちょっとこちらのほうで見本がありますので、ご覧いただいて、このような感じでつくっていただけると、免許証のようにいつも常態として持ち歩きができるかなというふうに思っておりますので、その辺のところ、よろしくお願いいたします。

○福祉局長 分かりました。よく皆様方と相談して、今、知事からもお話ございましたので、ご要望につきまして、私どもでしっかりと対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、ヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（特定非営利活動法人東京養育家庭の会 退室）

○司会 続きまして、全日本不動産協会東京都本部の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 入室）

○司会 お席にお進みいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

ます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。中村本部長をはじめとする皆様方に、今日は新宿へお越しいただきましてありがとうございます。

不動産取引の安全、そして公正の確保という点で、大変都民の生活のベースになります、この分野でのご活動に敬意を表したいと思います。

今日は、現場の状況、また課題、そして都へのご要望伺わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○公益社団法人全日本不動産協会東京都本部（中村本部長） 本日はお忙しい中、このように予算要望の機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃より、当本部の運営に多大なるご理解とご協力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

今回、私どもの業界に関する住宅政策はじめ、膨大な時間と財源を必要とする困難な重要政策課題を中心に要望させていただきました。既に、今年度に入りまして、住宅政策本部のご協力により、私どもが主催する研修において、省エネ・再エネに係る動画研修等を実施させていただいております。今回の要望を踏まえ、今後、私ども会員への積極的な情報提供や啓発を進めていきたいと思っております。また、当本部におきましても、より一層の適正な協会運営に努めてまいります所存でございます。

最後に、小池知事はじめ、今後ともご対応いただきます関係部署の皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

それでは、今回の要望につきまして、竹内副本部長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○公益社団法人全日本不動産協会東京都本部（竹内副本部長） それでは、令和6年度東京都予算等に対する要望についてご説明いたします。

今回の要望のうち、時間の関係から、重点要望として、1、都市整備の推進に関する要望、（1）災害に強いまちづくりの推進についてと2、住宅政策の推進に関する要望、（3）省エネ・再エネ住宅の普及促進についての2項目に絞ってご説明いたします。

要望書の最初のページをお開きください。最初は、1、都市整備の推進に関する要望の（1）災害に強いまちづくりの推進についての要望となります。

温暖化から沸騰化の時代を迎えたと言われるように、気候変動の影響により、今年も九州や東北地方を中心に豪雨災害が発生いたしました。今後も大規模な風水害などの災害が増加し、さらに、地震や火山噴火などの複合的に発生するリスクも想定されることから、東京都では、要望書記載のとおり、相次いで災害関連の被害想定や防災計画等の見直しを行っています。

これらの対策を的確に実施に移すには、多額の費用が見込まれていることから、国に具体的な財政上の措置等を講じることなどを働きかけるように都を通じて要望するとともに、

広域的自治体である東京都としても、基礎的自治体である区市町村との役割分担の下、区市町村が進める災害対策が実効性あるものとなるように一層の連携を図り、T O K Y O 強靱化プロジェクトを力強く実現するよう要望するものです。

続いて、要望書の2ページをお開きください。2つ目の大項目の2、住宅政策の推進に関する要望については、要望書記載のとおり、5つの分野から要望しておりますが、その中で、私どもの団体にとっても非常に重要な事業である（3）の省エネ・再エネ住宅の普及促進についての要望となります。

現在、知事をはじめ関係部局において力を入れておられるH T Tというキーワードで、省エネ・再エネ対策に取り組んでいるところです。都では、太陽光パネル等の補助制度を含む関係施策が大幅に充実されてきており、これに呼応する形で、会員から説明を求める声もあることから、各支部が主催する法定研修会等で、東京都の住宅政策本部や環境局から講師を招くなど、既に取り組んでいるところです。

また、昨年度に引き続き、冒頭に知事の挨拶が収録された省エネ・再エネ住宅に関する動画を既に作成していただいております。会員を対象とした研修の実施に活用をさせていただいております。折しも地球温暖化やエネルギー供給の問題等が重なり、省エネ・再エネについては大きな社会問題にもなっていることから、この取組に私どもの業界団体としても要望するものでございます。

本日は時間の関係でご説明できませんでしたが、住宅政策については、このほかに、住宅セーフティネット制度の普及促進に向けた支援について、東京こどもすくすく住宅認定制度の普及促進に向けた支援について、既存住宅流通の活性化等に向けた取組について、そして、宅地建物取引業免許等申請手続のデジタル化についての4項目についても要望しておりますので、併せてご配慮をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、これまでも私どもが主催する研修などに、住宅政策本部よりご協力をいただいておりますが、引き続き会員への積極的な周知や啓発を行っていくために、引き続き皆様のご支援をいただければと思っております。

以上、来年度の要望の概要について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

では、まず、知事からコメントをお願いします。

○小池知事 私からは2点お伝えします。

まず、災害に強いまちづくりということで、T O K Y O 強靱化プロジェクト、まさに進めているところでございます。2040年代の目指すべき姿の実現に向けまして、建築物の耐震化、そしてまた、市街地の不燃化など事業を展開をいたしております。その着実な推進のためには、まず財源の確保が不可欠であるということと、引き続き国に対しまして、確実な配分を求めてまいります。また、住民に身近な基礎的自治体との連携も重要でございますので、区市町村の取組への支援などに臨んでまいります。

また、今後も施策の不断の見直しが必要です。また、強化を図っていく、そして、結果

として強靱で持続可能な東京を実現してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、省エネ・再エネ住宅の促進でございますけれども、建築物省エネ法、そして、東京都環境確保条例の改正内容などにつきまして、宅建の皆様方の事業者の皆様にご理解をいただくということで、セミナーでご覧いただいたビデオも有効にご活用いただいているかと思います。そして、やはり住宅は、施主さんとか借主、貸主の方々が選ぶということになりますけれども、ぜひ、家にも燃費があるんだということを、よく皆さんのほうからご説明いただいて、結局、このほうがランニングコスト安くなるんですよとか、そういったことをご説明していただければと思います。

今後とも、こうした取組を通じまして、さらなる省エネ・再エネ住宅の普及促進を図ってまいりますので、ぜひとも皆様方のご協力、よろしくお願い申し上げます。

ちなみに、我が家は太陽光発電で充電をして、お昼間、車、こういうことで政務車は動かないケースが多いので、その間に充電して、そして、夜、少し政務の仕事でぐるぐる回って、夜残った部分は、400キロ走りますので、1回の充電で、その電力を夜のエネルギーに使うということで、ぐるぐる回しながら、太陽光、EV、そして充電というのがうまい循環が、大分私自身もこなせるようになってきたかなと思います。

何しろ、ウクライナ戦争も含め、また、中東紛争も含め、やはりどうやって資源を安定した資源の確保、エネルギーの確保をするか、極めて重要で、7割のCO₂の排出は、この東京につきましては建物から由来で出てるということもございます。そういった面でも、これからもご協力をお願いいたします。

その他のご要望につきまして、本部長のほうからお答えいたします。

○住宅政策本部長 いつもお世話になってます。本部長の山口です。私のほうから、ちょっと4点、お話しさせていただきます。

まず、1つ目、住宅セーフティネットの関係ですけども、これ、今年度から、サブリースによる専用住宅の提供、それから、生活支援などを実施する居住支援法人等に対して運営費の補助を行う事業、これを開始しております。今後、法人への働きかけを強化しまして、この事業の利用をさらに促しますとともに、現場の実態を踏まえて、居住支援の一層の充実を図ってまいります。また、あわせて、国に対しては、貸主が活用しやすい制度への改善をまた引き続き要望してまいります。

それから、こどもすくすく住宅認定制度の関係です。この認定制度を活用した取組をさらに拡大をしていくために、貸主のご意見や子育て世帯のニーズ、これをしっかり把握をしながら、必要な予算を確保しまして、認定住宅の供給を都内全域で普及をさせてまいります。

さらに、宅地建物取引事業者の皆様を含めました事業者様はもとより、区市町村ともよく連携をして、制度の認知度の向上を図るなど、普及啓発に積極的に取り組んでまいります。

それから、既存住宅流通の活性化の話です。これ、今年度、新しく開始した事業でございまして、今後、この事業の検証をよく行いながら、さらなる流通促進のために有効な施策を検討してまいります。

あわせて、国に対しては、既存住宅がやっぱりきちんと評価されて取引されるよう、こういったことを引き続き要望してまいります。

また、あと、区市町村が、いわゆる管理不全空家などに関する制度、これをきちんと運用できますように、技術的、それから財政的な支援を通じて取組を後押しをしてまいります。

それから、最後に、申請手続のデジタル化の話でございます。これ、都はこれまで、大臣免許、それから知事免許、あと宅建士登録の申請に係る全国共通システム、これをつくってもらうように国に働きかけをしてまいりましたが、今回、ご承知のとおり、国において一体的にシステムを構築することとなりました。今後も貴団体や会員の皆様のご意見をよくお聴きしながら、安全安心なシステムを構築しまして、申請等手続の同時期での運用開始を行えるように国に働きかけてまいりたいと思います。

私からは以上です。どうぞよろしくお願い致します。

○司会 東京都に対してのご要望についての回答は以上となりますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 退室）